

総務省訓令第 26 号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 5 月 17 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）の一部を次のように改正する。

（下線を付した部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 [第 1 章～第 11 章 略] 第 12 章 <u>電気通信番号使用計画の認定等（第 20 条 - 第 20 条の 5）</u> [第 13 章～第 16 章 略] [附則] (定義) 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 [(1)～(3) 略] (4) 番号規則 <u>電気通信番号規則（令和元年総務省令第 4 号）</u> をいう。 <u>(5) 番号計画 電気通信番号計画（令和元年総務省告示第 6 号）</u> をいう。 <u>(6) 算定規則 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）</u> をいう。 [削る] (審査基準) 第 5 条 登録は、法第 10 条第 1 項の申請書及び同条第 2 項の添付書類に記載された事項について審査し、次の各号に適合していると認められるときに行う。 (1) 申請者が次のいずれかに該当する場合その他の場合であって、その事業が電気通	目次 [第 1 章～第 11 章 同左] 第 12 章 <u>電気通信番号の指定（第 20 条）</u> [第 13 章～第 16 章 同左] [同左] (定義) 第 2 条 [同左] [(1)～(3) 同左] (4) 番号規則 <u>電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）</u> をいう。 [新設] <u>(5) [同左]</u> <u>(6) 地方局長 総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長をいう。</u> (審査基準) 第 5 条 [同左] (1) [同左]

信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等電気通信の健全な発達のために適切であること。

[ア・イ 略]

ウ 電波法（昭和25年法律第131号）第27条の13第1項の認定を受けた者であって、当該認定に係る開設計画（同項に規定する開設計画をいう。）において他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進するための計画を有する者

[(2) 略]

第12章 電気通信番号使用計画の認定等

(趣旨)

第20条 法第50条の4の規定により法第50条の2第1項の電気通信番号使用計画の認定を行い、若しくは法第50条の6第2項において準用する法第50条の4の規定により法第50条の6第1項の変更の認定を行い、又は法第50条の11の規定により利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(審査基準)

第20条の2 電気通信番号使用計画の認定は、電気通信番号使用計画について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。ただし、電気通信事業を営もうとする者及び法第165条第1項に規定する営利を目的としない電気通信事業を行おうとする地方公共団体に係る電気通信番号使用計画の認定は、法第9条の登録又は法第16条第1項若しくは第165条第1項の規定による届出が行われた後に行うものとする。

(1) 法第50条の4第1号関係

ア 電気通信番号使用計画の記載内容が、番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項に適合するものであること。

イ 電気通信番号使用計画の記載内容が、電気通信番号使用計画に従って自ら又は他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を番号計画に照らして適切に使用するものであること。

ウ 電気通信番号の指定を受けようとする場合は、その電気通信番号が、番号計画に定める電気通信番号の構成に合致するものであること。

エ 電気通信役務の内容及び電気通信設備の構成が、番号計画に定める電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容

[ア・イ 同左]

ウ 電波法（昭和25年法律第131号）第27条の13第4項の認定を受けた者であって、当該認定に係る開設計画（同条第1項に規定する開設計画をいう。）において他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進するための計画を有する者

[(2) 同左]

第12章 電気通信番号の指定

(電気通信番号の指定基準)

第20条 番号規則第15条の申請書類を受理したときは、次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは指定する。

(1) 需要の見込みから算出される電気通信番号の数が電気通信番号指定基準（別紙2）に照らし、合理的なものであること。

(2) 電気通信役務の提供に必要な電気通信番号がその提供する計画に照らし、妥当なものであること。

[新設]

と照らして適切なものであること。

オ 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項が、番号計画に定める電気通信番号の使用に関する条件を満たすものであること。ただし、電気通信役務の提供の開始前である場合は、その開始までに満たすことの蓋然性が高いものであること。

カ 利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合であって番号ポータビリティを行うときは、電気通信番号の管理方法が、自ら付番した利用者及び他の電気通信事業者が付番した利用者における番号ポータビリティを適切に行うことができるものであること。

(2) 法第50条の4第2号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）

指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信番号計画に定める電気通信番号の構成の範囲内で指定可能なものであること。

(3) 番号規則第6条第1号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）

ア 指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信役務の提供のために必要なものであり、当該電気通信役務の提供に関する具体的な計画を有すること。

イ 電気通信役務の提供を開始していない場合には、その開始の日が、利用者設備識別番号の指定を受けようとする時期及び電気通信役務の提供に必要な電気通信設備の準備状況からみて合理的に設定されたものであること。

ウ 指定を受けようとする利用者設備識別番号の数が、電気通信番号指定基準（別紙2）に照らして、適正かつ明確に算出された需要の見込みに基づくものであり、合理的なものであること。

(4) 番号規則第6条第2号関係（固定電話番号の指定を受けようとする場合に限る。）

ア 指定を受けようとする番号区画ごとの固定電話番号の数が、相当程度の需要の見込みに基づくものであること。

イ 固定電話番号の指定を受けようとする番号区画において、電気通信役務の提供の計画が確実に行われるものであること。

(5) 番号規則第6条第3号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）

ア 付番に関する方針が、利用者に対し公平に付番を行うものであること。

イ 付番に関する方針が、利用者設備識別番号のサブブロック利用（番号を細分し、その細分ごとに順次利用することをいう。）により未使用となる番号の連続化を図るものその他の効率的な使用を図るものであること。

ウ 利用者設備識別番号の除去に関する方針が、利用者設備識別番号の再利用に努めるもの、解約保留期間を利用者の利便を踏まえて適切に設定するものその他の利用者設備識別番号の効率的な使用を図るものであること。

エ 付番及び利用者設備識別番号の除去に関する方針が、電気通信番号の管理方法に照らして適切に実施できるものであること。

(6) 番号規則第6条第4号関係（卸電気通信役務の提供を行い、又は卸電気通信役務の提供を受ける場合に限る。）

ア 電気通信番号の管理方法が、卸電気通信役務の提供を行う者及び卸電気通信役務の提供を受ける者が適切に連携するものであり、電気通信番号の指定を受けた者の責任において当該連携を有効とするものであること。

イ 利用者設備識別番号を使用して卸電気通信役務の提供を行う場合は、電気通信番号の管理方法が、卸電気通信役務の提供を受ける一者ごとに紐付けられること等により当該者が使用していないにもかかわらず当該者以外の電気通信事業者が使用できない利用者設備識別番号を可能な限り生じさせないようにするなど、利用者設備識別番号の効率的な使用を図るものであること。

（認定の条件）

第20条の3 電気通信番号使用計画の認定に当たり、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる事項を、認定の条件として付すものとする。なお、その他の条件を付すことを妨げるものではない。

[新設]

(1) 前条(1)において、電気通信番号の使用に関する条件を満たすことの蓋然性が高いものであることをもって適合するとした場合 電気通信役務の提供の開始前までに、当該条件を満たす旨。

(2) 前条(1)において、電気通信番号の使用に関する条件について総務大臣が特に認める事項がある場合 当該事項を適用して認定した旨及び当該事項を適用することなく電気通信番号の使用に関する条件を満たすよう努めなければならない旨。

(3) 特定の電気通信番号の使用について、始期又は終期を設定する必要がある場合 当該電気通信番号について、特定の日前まで又は当該日以降の使用に限る旨。

（変更の認定）

第20条の4 電気通信番号使用計画の変更の認定は、前2条の規定に準じて行うものとする。

[新設]

（電気通信番号の指定）

第20条の5 電気通信番号の指定は、認定又は変更の認定を受けた電気通信番号使用

[新設]

計画の範囲内において、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとし、かつ、利用者設備識別番号の指定にあっては、電気通信番号指定基準（別紙２）に従うものとする。

- (1) 効率的な番号の使用となること。
- (2) 同一の電気通信事業者が指定を受ける電気通信番号が、可能な限り連続した番号となること。
- (3) 将来的な電気通信番号の構成の変更を可能な限り考慮したものであること。

別紙 2

電気通信番号指定基準

本指定基準は、利用者設備識別番号の指定（当該指定を行うこととなる電気通信番号使用計画の認定及び変更の認定を含む。）に適用する。

1 基本原則

指定を行う利用者設備識別番号の数（電気通信番号使用計画の認定及び変更の認定にあっては、指定を受けようとする利用者設備識別番号の数）は、指定単位数の自然数倍とし、需要の見込み数を超えないこと。

ただし、需要の見込み数に、指定単位数に満たない端数があるときは、これを切り上げることができる。

2 指定単位数

1における指定単位数は、次の各号に掲げる電気通信番号の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 付加的役務電話番号（プレフィックスを除き800から始まる電気通信番号を除く。） 1000
- (2) 固定電話番号、付加的役務電話番号（プレフィックスを除き800から始まる電気通信番号に限る。）、特定IP電話番号又はFMC電話番号 1万
- (3) データ伝送携帯電話番号、音声伝送携帯電話番号又は無線呼出番号 10万
- (4) 特定接続電話番号 特定接続電話番号として使用するプレフィックスを除いた桁数から5を減じた数を指数とする10のべき乗
- (5) IMSI 100億

3 需要の見込み数

1における需要の見込み数は、次の各号に掲げる電気通信番号の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

別紙 2

電気通信番号指定基準

本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用する。

需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者の場合、電気通信役務の提供に関する特別な需要に基づく申請を行う事業者の場合等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。

ただし、電気通信役務の提供の開始前である場合、電気通信役務の提供に関する特別な需要がある場合その他の基準によることが困難と認める場合は、この限りでない。

(1) 固定電話番号

需要の見込み数は、番号区画ごとに、次の式により求める数とする。

$$\frac{((\text{使用番号数}) + (\text{増加見込み数}) + (\text{解約保留番号数})) \times (\text{変動率})}{1}$$

注1 使用番号数は、指定を受けた固定電話番号のうち使用しているものの数とする。

2 増加見込み数は、次の式により求める数とする。

$$\frac{(\text{使用番号数の直近12か月間における増加数}) \div (\text{12か月}) \times (\text{申請月を含む翌年度末までの月数})}{1}$$

3 解約保留番号数は、次の式により求める数とする。

$$\frac{(\text{直近12か月間に解約された固定電話番号の数}) \div (\text{12か月}) \times (\text{6か月})}{1}$$

4 変動率は、1.25とする。

(2) データ伝送携帯電話番号

需要の見込み数は、次の式により求める数とする。

$$\frac{((\text{使用番号数}) + (\text{増加見込み数})) \div (\text{使用率})}{1}$$

注1 使用番号数は、指定を受けたデータ伝送携帯電話番号のうち使用しているものの数とする。

2 増加見込み数は、使用番号数の申請月から起算して2.5か月間における増加数とする。ただし、十分な算出根拠が示されるものであること。

3 使用率は、0.85とする。

(3) 音声伝送携帯電話番号

需要の見込み数は、次の式により求める数とする。

$$\frac{((\text{使用番号数}) + (\text{増加見込み数})) \div (\text{使用率})}{1}$$

注1 使用番号数は、指定を受けた音声伝送携帯電話番号のうち使用しているものの数とする。

2 増加見込み数は、次の式により求める数とする。

$$\frac{(\text{使用番号数の直近3か月間における増加数}) \div (\text{3か月}) \times (\text{13か月})}{1}$$

3 使用率は、0.85とする。

4 音声伝送携帯電話番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信事業者が、現に指定を受けている音声伝送携帯電話番号のうち、75%以上のものを使用している場合に限り行うものとする。

(4) その他電気通信番号

1 番号規則第9条第1項第1号（無線呼出し役務に係るものを除く）

(1) 需要の見込み = (使用している電気通信番号の数^注 + 需要の増加見込み + 解約保留番号数) × 変動率

需要の増加見込み = 加入者と契約している番号の直近12ヶ月間における増加数 ÷ 12ヶ月 × 申請月を含む次年度末までの月数

解約保留番号数 = 直近12ヶ月間に解約された番号の数 ÷ 12ヶ月 × 6ヶ月
変動率 = 1.25

(2) 新たに必要な電気通信番号の数 = (需要の見込み - 指定済み電気通信番号の数 × 1万) ÷ 1万

注 番号区画における端末系交換設備で使用している市外・市内局番により加入者と契約している電気通信番号の数を指す。

2 番号規則第9条第1項第3号^注

(1) 需要の見込み = (使用している電気通信番号の数 + 需要の増加見込み) ÷ 使用率
需要の増加見込み = 直近3ヶ月間の加入者と契約している番号の増加数 ÷ 3ヶ月 × 13ヶ月

使用率 = 0.85

(2) 新たに必要な電気通信番号の数 = (需要の見込み - 指定済み電気通信番号の数 × 10万) ÷ 10万

注 電気通信番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信事業者が現に指定を受けている電気通信番号のうち、75%以上のものを使用している場合に限り行うものとする。

3 番号規則第9条第1項第3号の2

(1) 需要の見込み = (使用している電気通信番号の数 + 需要の増加見込み) ÷ 使用率
需要の増加見込み = (加入者と契約している番号について、申請月から24ヶ月後までの間に見込まれる増加数^注)

使用率 = 0.85

(2) 新たに必要な電気通信番号の数 = (需要の見込み - 指定済み電気通信番号の数 × 10万) ÷ 10万

注 申請を行う事業者による申告値とするが、十分な算出根拠が示されることを条件とする。

4 上記以外

需要の見込み数は、電気通信番号の種別ごとに、次の式により求める数とする。

$(\text{使用番号数}) + (\text{増加見込み数}) \div (\text{使用率})$

注1 使用番号数は、指定を受けた電気通信番号のうち使用しているものの数とする。

2 増加見込み数は、次の式により求める数とする。ただし、指定する電気通信番号の数が必要最小限となるよう、「3か月間」、「3か月」又は「13か月」の各期間を短くすることができる。

$(\text{使用番号数の直近3か月間における増加数}) \div (3\text{か月}) \times (13\text{か月})$

3 使用率は、1以下の値とする。ただし、指定する電気通信番号の数が必要最小限となるように適切に設定しなければならない。

(1) 需要の見込み = (使用している電気通信番号の数 + 需要の増加見込み) ÷ 使用率
需要の増加見込み = 直近3ヶ月間^{注1}の加入者と契約している番号の増加数 ÷ 3

ヶ月^{注1} × 13ヶ月^{注1}

使用率^{注2} × 1

(2) 新たに必要な電気通信番号の数 = (需要の見込み - 指定済み電気通信番号の数 ×
最大払い出し数^{注3}) ÷ 最大払い出し数^{注3}

注1 必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるよう算定期間(需要の見込みを算定するための基準とする期間)を短くすることができる。

注2 申請に係る電気通信番号によって、必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるように設定しなければならない。

注3 1の事業者識別番号で加入者に割り当てることができる最大数を指す。

附 則

この訓令は、令和元年5月22日から施行する。